

## 平成28年度横浜市予算に対する要望書

### 一般社団法人 横浜建設業協会

昨年、担い手三法が成立、施行され本年4月からは改正品確法の運用指針に沿って、実際の運用が、本格的に開始されています。改正品確法は、公共工事の品質確保に必要な中長期的な担い手の確保・育成のために、公共工事を施工する者が「適正な利潤」を確保することができるように適正な予定価格を設定することを発注者の責務として明記する等画期的な施策が謳われています。

私たちは、地域建設業が引き続き、地域の経済、防災、雇用等の分野において幅広く貢献していくためには、会員企業の経営の安定が実現されることが必要不可欠の前提であり、改正品確法には、正にこの趣旨が織り込まれているものと理解しております。

一方で、すでに横浜市においては、平成22年4月から施行された中小企業振興基本条例の精神に基づき、適切な分離・分割発注の考えを適用しながら、市内中小企業の参入機会の増大に徐々に途を開いてきていただいています。

私たちは、この追い風をこれまで永く受注競争の激化等で悪戦苦闘してきた地域建設業の再生の大きな契機とするためにも、今後、公共工事の発注に関しては、発注者の運用の実態等を見極めながら法の趣旨、理念が実現され、それが地域建設業の健全な発展につながるよう努めていく必要があると考えています。

また、入札・契約制度だけでなく、建設業界全体を見ると依然として、取り組むべき多くの課題に直面しています。そのうちの一つである若年者の入職促進等の課題に対しても、若年者にとって魅力があり、将来を見通せる環境の整備の実現に待ったなしで邁進していくことが求められています。また技能労働者の処遇の改善に関しては、平成25年度2度にわたり改訂が行われた公共工事設計労務単価についても、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、平成27年2月1日より前倒しで改訂される等建設業の総合的な人材確保・育成対策が順次展開されている状況下であり、当協会もこうした流れに沿った対応に力を注いでいく必要があると考えております。

以上の情勢を踏まえ、平成28年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 市内企業の受注機会の確保・拡大について

後々まで横浜を代表する施設の建設に参加できることは、横浜を拠点とする地域建設業者として大きな誇りとなると考えており、昨年同様以下の通り要望いたします。

### (1) 新市庁舎整備事業について

標記事業に関しては、いよいよ、本年6月には、発注資料の準備が整い設計・施工一括方式による入札公告が行われると伺っております。横浜市中心企業振興基本条例の精神に沿って、市内企業ができるだけ多く参画できるよう要望します。

### (2) 高速横浜環状道路整備事業について

高速横浜環状北西線のシールドトンネル工事に関しては、特定建設共同企業体の資格条件に構成員数は、4者、5者または6者というJV形態が採用された他、技術力結集型JVなど市内企業同士の共同企業体も採用され、現実的に市内企業の参入の途が拡大したことは、市議会を初め関係者各位のご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。

引き続き、標記事業に関して、横浜市中心企業振興基本条例を適切に運用されながら、市内企業の参入の機会の確保・拡大を要望します。

### (3) 大型プロジェクトについて

今、市民病院再整備事業、みなとみらい20街区MICE施設、横浜文化体育館再整備等の大型プロジェクトが実現に向けて動き始めています。今後、私たちは、適切な時期に市内企業の受注に向けて要望を行ってまいります。

## 2. 公共工事の入札・契約制度の改善について

### (1) 積算能力・積算努力が報われる入札制度

#### (ア) 積算資料の公表―「特別単価調査品目(TJ)単価」と「内訳の一式項目」―について

横浜市はこれまで、「工事発注に係る工事内容及び施工条件等の情報は、設計図書の中でできる限り判り易く記載するように努めています」としてきていますが、この対応方法だけでは、依然として、曖昧性を残し限界があると思われれます。特に、

①TJ単価に関しては、応札者は見積依頼先もわからず、しかも多くの場合はTJの材料でありながら図面、仕様書等でスペックが確認できない状態です。また、積算疑義申立て期間に金額入り設計書の閲覧した者が入札中止による再度発注物件に対して有利になるという不合理も生じる。適正な競争のためにも登録単価一覧を設計図書として公表するよう要望します。

②内訳の一式項目における別紙明細、代価表について、それぞれ項目、数量まで公表していただくよう要望します。

(イ) インフレスライド範囲の拡大について

見積単価、特別調査については原則対象外ですが、建築工事においては直接工事費の60～70%程度は見積単価が採用されています。設計見積時には材料・労務費などの項目に分けて見積徴収していると思いますので、見積単価等もスライド対象として頂きますようお願いします。

(ウ) 無作為抽出乱数 $\alpha$ 値の撤廃

正確な積算をしたとしても、 $\alpha$ 値があることにより積算能力・積算努力が報われない結果となりますので事後公表案件については $\alpha$ 値の撤廃を要望します。

(2) 適正価格での受注

(ア) 最低制限価格率について

①最低制限価格率の見直しについて

横浜市においては、昨年、最低制限価格率を予定価格の95%まで拡大する見直しを行ったところですが、まだまだ、受注しても適正な利益の確保が困難な状況にあります。

また、本年2月には神奈川県が改正品確法の趣旨を踏まえ、本年4月から発注する工事案件について、これまで適用してきた最低制限価格率90%の上限を撤廃することを発表しました。こうした動向を踏まえ最低制限価格率の見直しを要望します。

②小規模工事における最低制限価格率算定式の設定について

小規模工事の最低制限価格率は、現状は90%にも満たないので、小規模工事用の算定式を設定していただくよう要望します。

(イ) 総合評価落札方式における低入札制度について

担い手三法の運用指針によるダンピングが防止対策として、低入札制度を廃止するよう要望します。直ちに、移行することができない場合には、現状、特別簡易型で導入されている5点減点の対象とする措置に関して、減点を更に大きくするとともに、標準型、簡易型にも同様の措置を講ずるよう要望します。

(ウ) 資材・労務単価の見直し

労務単価と材料費が引き続き高い水準で維持しており、発注単価と乖離がある項目も多くみられる。このことから、再度労務単価と材料費の見直しを要望します。

### (3) 効率的な入札制度への変更について

#### (ア) 発注規模の増加について

これまで地元企業向け事業規模は上限金額が規定されている。都市整備事業の内容が複雑化しており、地域社会への配慮、環境との調和を考慮した事業の推進が必要である。そのため、従来と比較し技術者の増加と高度な技術力が要求されている。そのため工事規模を1.5倍ほど大きくし、より効率的な施工が行えるような対応を要望します。

#### (イ) 疑義による発注中止制度の内容見直しについて

現在、落札候補者決定後に公募内容の数量や単価に実態との乖離やミスが生じた際に疑義申請が行われると発注が中止される。これまでの事例では非常に些細な内容でも疑義があげられ再発注となり事業推進に遅延が生じたり、工期の短縮が余儀なくされている状況である。疑義の対象は事業内容に大きく影響するものを対象とし、予定価格に対して少額な範囲のものに関しては契約後に協議の対象にするなどのことにより、疑義による発注中止制度の内容見直しを要望します。

#### (ウ) 開札時の最低入札金額の公表について

開札時において最低入札業者名の公表はしなくても、最低入札金額は公表するよう要望します。

#### (エ) 総合評価落札方式について

改正品確法を中心とした、いわゆる担い手三法の基本理念に則り、総合評価落札方式の件数の増加を要望します。

#### (オ) 随意契約時の経費率について

随意契約時の経費率の改定を要望します。

#### (カ) 資材置き場の確保について

近年、工事施工に際して、資材置き場の確保が困難な状況が多く問題になっています。このことに照らせば、ある程度の面積を通年確保していることは、建設機械を保有していることと同様評価して良いと思われます。発注案件についてインセンティブとして加えていただくよう要望します。

#### (キ) 1ヶ月単位での工事発注の見通し

現在、四半期単位での発注見通しを月ごとに発表していただけるよう要望します。積算業務のスケジュール調整が可能となり多くの工事への入札が可能となります。

### 3. 適切な工期設定及び設計変更について

#### (1) 工期変更等への真摯な対応について

土木・建築とも近隣を含めた関係機関（ガス、警察等）との事前調整・調査が不十分等の理由により、設計通りには工事が進まない場合がありますが、工期変更、変更工事、追加工事等に対して真摯に対応していただくよう要望します。特に、議会承認工事について、各種変更契約への対応が消極的であるように思われます。

改正品確法の発注者責務を踏まえた対応を要望します。

#### (2) 設計変更後の内訳金額について

設計変更後に数量、全体金額は知らせていただいておりますが、内訳単価についても教えていただくよう要望します。

### 4. 担い手不足対策について

平成27年4月27日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長による「適切な工期の設定および施工時期等の平準化について」の通知を踏まえ以下の通り要望します。

#### (1) 発注時期の平準化

近年、発注時期が分散傾向にあるが、年度末や年度初めに発注が集中する傾向にある。発注時期が平準化されると配置技術者や下請け企業の確保がしやすくなる。このことから発注時期の平準化を要望します。

#### (2) 多年度工事の増加について（竣工時期の分散化）

単年度工事の場合、竣工時期が3月となり専門工事業者や技術者が逼迫している状況である。工事の事業期間が多年度となると夏以降の竣工時期となり、工事最盛期が分散する。そのため、年間を通じて効率的な事業が推進できる。このことから多年度工事の増加を要望します。

#### (3) 共同企業体発注工事における構成員の参加条件の緩和について

大規模工事を発注してJVを結成する場合、構成員に求める実績を緩和、撤廃するように要望します。担い手の育成・確保の観点から、技術者には新しい経験を積ませることが重要であると考えられるので、技術者の工事経験を緩和することを要望するものです。

### 5. 防災活動等を担う地域建設業の持続的発展

#### (ア) 土木事務所管内一円工事の地元企業への発注

昨年2月の40年ぶりの大雪により管内一円工事の契約業者と市との災害協定に基づき緊急出動した横浜建設業防災作業隊との連携が大きな課題となりました。2月の雪害の検証結果を踏まえ、応急工事については当該区の企業に発注していただくよう要望いたします。

## (イ) インセンティブ発注の拡大

公共工事のインセンティブ発注は従来の災害協力者や優良表彰事業者に加え、一昨年度新たに建設機械所有者等事業者および横浜型地域貢献企業が加えられましたが、発注件数は2割未満に止まっております。インセンティブ発注の件数を増やすとともに、災害時に応急出動した建設企業を対象とする新たなインセンティブの拡大について要望します。

## 6. 補助金対象の施設整備事業における入札・契約制度等の改善について

(1) 横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅の「選定基準」の「G整備費補助金」の考え方について

横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅制度は、市が補助金を交付することにより民間賃貸住宅の供給を促進しようとする制度であるにもかかわらず、選定基準Gで、市の整備補助金を不要とする事業計画について高評価（8～13点）にするのは、趣旨に反すると思われます。選定基準Gの見直しを要望します。中小企業振興基本条例の趣旨から見て「市内業者以外の施工」で8点の加点がなされる点も同様に見直しを要望します。

(2) 横浜市民間保育所整備事業について

(ア) 内装整備、新築ともに現在のスケジュール（10月～11月入札着工、3月末日引き渡し4月1日開園）の前倒しができるように要望します。

(イ) 建築費補助金の支払いが3月末引き渡し後の5月～6月になっており多大な立替金が発生している。支払いサイトを詰めることや前渡し金の支払いができるよう要望します。

(3) その他

横浜認知症高齢者グループホームの整備数において、市内の全募集日常圏域で毎年17～18事業所のエントリーがあるにもかかわらず、内諾事業者数が7～8事業所である。国内は元より横浜市内の認知症高齢者数は加速しており、整備が急務であるのに内諾数が50%程度に済んでいる点は、需要に対して供給が追い付いていないと思われます。十分な予算措置を講じていただけるよう要望します。

## 7. その他

(1) 設計責任について

品確法も制定され、設計コンサルにも現場完了までの責任を持つようご指導することを要望します。施工中の検討等で、業者への負担の軽減、工期の短縮にもつながると思われます。